

岩手県告示第764号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、公共測量を実施する旨沿岸広域振興局長から次のとおり通知があった。

平成24年11月9日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 公共測量を実施する地域 下閉伊郡岩泉町安家字半城子地内
- 2 公共測量を実施する期間 平成24年10月23日から平成25年1月27日まで
- 3 実施する公共測量の種類 公共測量（基準点測量、水準測量、現地測量及び路線測量）